

奥州市議会全員協議会 会議録

【日 時】 令和7年6月9日（月） 14:14～14:54

【場 所】 7階 委員会室

【出席議員】 (28名)

菅原由和 加藤清 佐藤美雪 穴戸直美 菅野至 門脇芳裕 佐藤正典 高橋善行
佐々木友美子 東隆司 小野優 及川春樹 高橋晋 千葉和彦 小野寺満
高橋浩 千葉康弘 瀨川貞清 千葉敦 廣野富男 及川佐 飯坂一也 阿部加代子
中西秀俊 菅原明 小野寺重 藤田慶則 今野裕文

【欠席議員】 なし

【出席者】 倉成市長 小野寺副市長

二階堂政策企画部長 羽藤総務部長 門脇農林部長 高野健康こども部長
桂田経営管理部長
阿部政策企画課長 千葉政策企画課長補佐
鈴木議会事務局長 千田議会事務局次長 佐藤議会事務局副主幹

【次 第】

1 開 会

2 挨 拶

3 協 議

(1) 説明事項

- ① 岩手県への奥州市からの要望（県統一要望）について
- ② 次期奥州市総合計画等の策定について

(2) 報告事項

- ① 岩手県競馬組合議会定例会(5/29) 報告者：東隆司 議員
- ② 奥州金ヶ崎行政事務組合議会臨時会(5/30) 報告者：佐藤正典 議員

4 その他

5 閉 会

【概 要】

1 開会 (略)

2 挨拶 (略)

3 協議

(1) 説明事項

- ① 岩手県への奥州市からの要望（県統一要望）について

○議長（菅原由和君） 3の協議に入ります。

(1)の説明事項①、岩手県への奥州市からの要望（県統一要望）について説明をいただきます。
二階堂政策企画部長。

○政策企画部長（二階堂純君） 統一要望について、ご説明をしたいと思います。

概要は私から、国や県への要望事項、優先順位をつけながら整理をしたところでございます。
これをまとめまして、市、それから市議会と連名で県知事宛に要望するものでございます。

ここ2年、県知事が直接いらっしゃいまして、要望会の席で直接我々の要望をするということになっております。よろしくお願いいたします。

要望内容以下については担当課長から説明します。

○議長（菅原由和君） 阿部政策企画課長。

○政策企画課長（阿部記之君） 私から、今年度の県統一要望について説明させていただきます。

概要は冒頭部長が申し上げたとおりです。私からは要望内容について説明申し上げます。

今年度の要望項目数は全部で25項目となっております、内訳といたしましては、新規が1項目、一部新規、これは昨年度の要望内容に修正を加えているものでこれが5項目、継続要望が19項目となっております。

要望項目の概要は後程説明いたします。25項目のうち、主として、優先的に課題解決を図るべき重要項目として、資料左下に記載の5項目を掲げており、これらは、8月8日の要望会当日、直接、知事に説明した上で、意見交換をする項目となります。

今後のスケジュールです。

要望会当日までの主な日程は資料に記載のとおりですが、今年度も要望事項に対する、市議会からの意見集約を行ったうえで、県へ提出したいと考えております。

つきましては、市議会における意見集約ということで議員の皆様におかれましては、6月定例会中のお忙しいところ大変恐縮ではございますが、6月19日（木）までに会派ごとに意見を取りまとめのうえ、議会事務局に提出をいただきますようお願いいたします。

それでは、要望項目の概要について説明いたしますので資料1の一覧表をお開きいただきたいと思います。

初めに一覧表の見方について簡単に説明させていただきます。

左側の項目、No.列の次に、R 6評価という欄がございます。

この欄に記載のアルファベットは、昨年度の要望に対する県の対応状況を表しており、資料4の表紙に凡例を掲載しておりますけれども、Aは趣旨に沿って措置したものの、Bは実現に努力しているもの、Cは当面は実現できないもの、Dは実現が極めて困難なものをそれぞれ表しています。

1つの件名に複数の具体的な要望項目が含まれる場合、当該具体的な要望ごとに県の対応が示されますので、複数の評価が記載されている項目があります。

次に、広域区分欄に広域と記載してあるものは、他市町と足並みをそろえて行う広域要望であることを表しており、その右の欄に連携する自治体名を記載しております。

以上が一覧表の見方の説明となります。

項目数が多いため要望概要の説明については、例年どおり、新規及び一部新規の項目に限らせていただくこととし、継続要望については説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

なお、継続分については、要望の趣旨は昨年から変わっていないものの、要望項目をめぐる状況に関しては、最新の内容に時点修正をかけておりますことを申し添えます。

それでは一覧表に基づき、重点要望項目から説明いたします。

重点要望項目のうち、No.2及びNo.5は、継続要望となりますので、説明を省略し、それ以外の項目について説明いたします。

初めに項目No.1、県南地域における周産期医療に対する支援についてです。

こちらは、県南地域における周産期医療の現状を踏まえたさらなる支援について、昨年度の内容を一部変更して要望するもので、花巻市、北上市、西和賀町及び金ケ崎町との広域要望となります。主な変更点は、県南地域における地域周産期母子医療センターが十分に機能を発揮できるよう、医師の配置を含めた人員体制の確保についての支援を追加するものです。

次にNo.3、広域的な公共交通の維持対策についてです。

こちらは、複数の市町を結ぶ広域的な公共交通の維持確保のため、県と関係市町が一体となり、路線バス運行を支える仕組みを構築するとともに、次世代モビリティへの移行を見据えた取組への支援等について、昨年度の内容を一部変更して要望するもので、花巻市及び北上市との広域要望となります。

主な変更点は、公共交通分野の人材不足を補うための次世代モビリティを支える技術革新を加速

するよう国に働きかけることを追加するものです。

次にNo.4、新たな食料・農業・農村基本計画の着実な推進についてです。

こちらは、新たな食料・農業・農村基本計画における食糧の安定的供給及び輸出促進に向けた着実な取組について新規要望をするものです。

主な要望内容は、農業の担い手確保に対する支援の拡充。スマート農業の導入に対する補助制度の拡充。新規需要米の取組に対する直接支払交付金等の財政支援の拡充です。

以上が重点要望項目の説明です。

続いて、県へ要望する項目について説明いたします。

県への要望項目のうち、No.3からNo.10までについては継続要望となりますので、説明を省略し、No.1及びNo.2について説明いたします。

項目No.1、県南地域における新たな工業高校の設置についてです。

こちらは、県南地域における新たな工業高校の設置に関し、未来を担う子どもたちの視点に立ち、設置場所や学科構成など、地域住民に対する丁寧な検討過程の説明について、昨年度の内容を一部変更して要望するもので、金ケ崎町との広域要望になります。

主な変更点は新設工業高校の設置場所、学科構成等の決定に当たっては、公正で透明性の高いプロセスによることとし、その決定に至る経過や過程を地域住民や関係者への説明を丁寧に行うよう求めることを追加するものです。

次にNo.2、JR東北本線及び東北新幹線の利便性向上についてです。

こちらは、沿線地域住民にとって、通勤通学を初め、日常生活に欠かすことのできないライフラインであるJR東北本線及び東北新幹線の利便性が向上するよう、JR東日本へ働きかけることについて、昨年度の内容を一部変更して要望するもので、金ケ崎町との広域要望となります。

主な変更点は、緑の窓口の廃止や、駅舎を無人化する場合においても、従前の利用環境が著しく悪化することのないよう、JRへの働きかけを追加するものです。

以上が、県へ要望する項目の説明となります。

続いて、国への要望として県に配慮していただく項目についてです。

国への要望を働きかけていただく項目については、No.3以外は、昨年度からの継続要望となりますので、No.3についてのみの説明とさせていただきます。

No.3、水田活用の直接支払交付金の見直しについてですが、こちらは令和9年度から見直すと言われております。

水田活用の直接支払交付金の永続的な制度設計の早期制定及び予算の確保について、国に働きかけるよう、昨年度の内容を一部変更して要望するものです。

主な変更点は、農業者に新たな制度を周知し、その対応を求めるには一定の期間が必要であることから、国の農業政策の見直しに当たっては、農業者の経営判断に基づく営農計画に支障を及ぼさないよう国に働きかけることを追加するものです。

最後に、昨年度要望した項目で今年度は要望しない項目について説明いたします。

今年度要望しないこととした項目は、一覧表の末尾に掲げる農地法制の見直しに伴う土地利用についての1項目となります。

要望事項から外す理由は、農地法制の見直しに伴い、この間、自治体側が懸念しておりました施策を推し進めるうえでの土地利用の制約といった実害が生じることがないよう、ガイドラインを表す方針が国から示されたことなどを踏まえ、今年度は要望しないこととするものであります。

なお、一覧表に掲載している要望内容の詳細につきましては、資料2の要望書案及び資料3の関係資料を参照をいただきたいと思います。

また、資料4については、昨年度の強い要望に対する県の回答を取りまとめたものでございますので、こちらは後程ご確認をいただきますようお願いいたします。

説明は以上です。

○議長（菅原由和君） 説明は以上でございます。

ご質問等があればご発言をお願いいたします。

9番、小野優議員。

○9番（小野優君） 9番小野です。

重点的な部分の3番、広域的な公共交通の維持対策で、今、新しく追加すべき部分はわかりました。それで、これは昨年度から花巻市、北上市を含めた広域要望になっていた部分ですけれども、ちなみにこういった話は他の、南で言いますけれども一関市さんと、共同で上げていって話はならないのかどうか、お聞かせください。

○議長（菅原由和君） 阿部政策企画課長。

○政策企画課長（阿部記之君） 広域要望の場合一緒に要望する市町をどのように、どういう形で形成をしていくかといったところにつきましては、その市町の考え方というのもしっかりありまして、特に、一関市さんの場合は、岩手県内だけではなくて、宮城県北とも接していることもあって、どうしてもその気仙沼市さんまで行く広域路線などの話もあつたりしますから、その路線の維持については、いろんな考え方があります。ということで、それぞれの市町の実情に応じた中で、これとこれは一緒にやった方が県に対して要望した方が効果があるよねとか、こういうものに対してはそれぞれの市町が組んで要望項目で上げていくということで、どこかの市町が音頭を取りながらということも考えられなくはないんですけれども、なかなかこれまでやってきた部分もあつたりしますので、いずれそういったところで、意見があつたところで広域要望を実際は県に出しているという、そういった実態がございます。今回についてはいずれ、花巻市と北上市と我々は組んで広域要望するというにさせていただきます。

○議長（菅原由和君） 他にございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、特にご質問等ないようですので、以上といたしますが、先ほどの説明あるいは説明資料にもありますとおり、要望内容についてのご意見等がある場合につきましては、会派ごとに取りまとめをいただきまして、6月19日木曜日午後5時までに、議会事務局にご提出をいただきますようお願いいたします。

それでは、説明事項の①は以上といたします。

説明者入れ替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

## ② 次期奥州市総合計画等の策定について

○議長（菅原由和君） 再開します。

続きまして説明事項②、次期奥州市総合計画等の策定について説明をいただきます。

二階堂政策企画部長。

○政策企画部長（二階堂純君） 次期総合計画策定について、この件に関しましては議場でもやりとりをしていただいている経過ですが、この次期総合計画の策定作業を進めなければならない年度、今年、来年と2ヵ年で進めるわけですが、まず計画の策定方針を定めなければならないと思いますので、それに当たりまして総合計画、それから総合戦略、これまでの経過とか次期計画の策定スケジュール、あるいは課題などについてご説明をさせていただければと思います。

この後の市政調査会の内容にも繋がるものと思いますので、よろしく願いいたします。

内容については、担当課長から。

○議長（菅原由和君） 阿部政策企画課長。

○政策企画課長（阿部記之君） 次期奥州市総合計画等の策定について、説明させていただきます。初めに総合計画及び総合戦略の策定根拠等について説明をさせていただきます。

この部分は、議員さん方の中で既にご存じの内容も含まれているかと思いますが、おさらいの意味でお聞きいただければと思います。

まず、総合計画についてであります。総合計画は、かつては、地方自治法によって、市町村が議会の議決を経て基本構想を定めると規定をされていたものでございます。

法律で策定義務を規定しておりましたのは基本構想だけでありましたけれども、実際は構想を策定するとなれば、一般的には構想実現に向けたアクションプランなども併せて作る必要がございますので、実質的に基本構想以下の部分も含めて、策定義務があつたといえるのではないかと考えて

おります。

この点について少し補足しますと、1ページの下に、現行の総合計画の構成を略図で示しております。この三角形の図が総合計画のいわゆる3層構造といわれるものを表した図になります。

当市を含め、全国的に多くの自治体が採用している総合計画の構成となっておりますのでございます。計画期間は、基本構想が10年間、その下の基本計画は、基本構想の計画期間を前後期に分けて、各5年間としまして、当市ではここまでが議決事項とされております。

さらにその下の実施計画は、事務事業に関わる計画ということで、毎年予算編成に合わせて見直しするのが一般的で、当市も現在そうした運用をしています。こうした基本構想の計画期間10年や、計画構成が3層となった経緯でございますけれども、資料右側の方に、青字の注釈の説明を書いておりますが、これらはいずれも昭和40年代に国が発出した通知や報告書に端を発しております。平成23年に地方自治法が改正されて以降、この基本構想の策定義務はなくなっているということですが、それにもかかわらず、各自治体、市町村がそのことを認識しているかどうかというのは別といたしまして、50年以上を経たその国のガイドラインが今も多くの自治体の総合計画に影響を及ぼしているということはいえるかと思えます。

一方で時代が進みまして、今では人口減少、あるいは少子高齢化と言いました昭和の高度経済成長期とは全く異なる社会情勢でございまして、そうした中、行政を取り巻く環境もこの間大きく変わっていることから、当時のガイドラインが現状にそぐわないといたしまして、総合計画を策定するにしても、従来の計画期間や構成にこだわらず、実態に即して計画期間や構成などを見直す自治体の数は全国的に増えてきているということでございます。これは後程、また説明で触れたいと思います。

当市においても、結果といたしまして、計画期間や構成を変えることになるかどうかというのはこれからの話になるわけですが、ただ、そうした根本的な部分の検討から今回の策定作業を進めて参りたいと考えているということでございます。

こうした法的な策定義務がある中で、長らく全国の市町村は総合計画を策定いたしまして、この計画に基づく行政運営を行ってきたところでありますけれども、平成23年に地方自治法が改正されたことで、基本構想の法的な策定義務の制約がなくなり、基本構想を策定するかどうかは、自治体独自の判断に委ねられることとなりました。

資料2ページ、現在の奥州市総合計画ですが、奥州市自治基本条例を策定根拠としており、当該条例に基づき、総合計画を策定し、進行管理をしています。

次に、地方版総合戦略の策定根拠についてであります。

我々いわゆる総合戦略と呼んでいるものは正式には、地方版総合戦略という名称になるわけですが、この総合戦略は総合計画と比べて、比較的新しい計画でございまして、策定根拠は、まち・ひと・しごと創生法という法律の規定となります。

この法律は、我が国の人口減少、少子高齢化が顕著となる中で、将来にわたり活力ある社会を維持していくため、平成26年に制定された法律です。

この法律に基づき、市区町村は総合戦略を策定するよう努めなければならないとされておりますけれども、この計画策定自体は努力義務となっておりますが、当時あわせて創設されました国の地方創生交付金、この活用にあたっては、総合戦略の策定が要件であったことから、必要に迫られる形で、全国の都道府県や市町村において、総合戦略が策定されているところです。

次に、資料3ページ、総合計画・総合戦略・人口ビジョンの役割・位置付けについてであります。総合計画と総合戦略それぞれの役割については、この資料に記載のとおりでございまして、これまでの説明と重複しますので、ここで詳しく説明することは省略しますが、ここで、人口ビジョンについて補足説明をさせていただきます。

人口ビジョンは市の人口の現状分析し、今後目指すべき将来の方向性と、人口の将来展望を提示する、総合戦略の人口の将来展望を提示するといたしまして、総合戦略の策定とあわせて平成27年に策定したものでございます。

目標期間という言い方をしておりますが、この目標期間は2060年ということで今から35年後というかなり長いスパンの計画といえますが、ビジョンとなっており、人口推計は市が施策の企画立案

をする上で重要な基礎データの1つであることから、今回、両計画の全面改定に伴いましてこの人口ビジョンについても見直しを行おうとするものです。

次に資料4ページ、総合計画等に係るこれまでの経過についてです。

合併からこの間の総合計画等の取組を時系列で表したものでございます。

総合計画及び総合戦略の全面的な見直しといたしましては、今回が3回目となります。

令和7年度、8年度の2年間をかけて、次期計画の策定を行って参りたいという予定です。

次に資料5ページ、総合計画と総合戦略の関係についてです。

両計画の関係を総合計画の施策体系図を用いて表したものととなります。

オレンジ枠が基本構想、青枠が基本計画の範囲ということであり、基本構想で定める施策の大綱の下に、基本計画で定める基本施策及び施策がぶら下がる構造となっており、もう1つ、緑枠の総合戦略の表示がございますが、総合計画の大綱ごとの施策体系とは別に、分野横断的に取り組む人口プロジェクトのアクションプランということで、この総合戦略についてはご理解をいただければと思います。

次に資料6ページ、現行計画の主な課題と対策についてです。

先ほど昭和時代に国が示しました総合計画のひな型が、時代にそぐわなくなってきたという説明をしましたが、現行の総合計画に具体的にどういった課題があり、他の自治体ではどのような対策を採っているかについて、あくまで主なものということでございますけれども整理してみたものでございます。

ここに記載している他の自治体の対策につきましては、昨年、当課の方で、次期総合計画についての調査研究を行ってきた中で、先進事例として注目し、実際に現地に運んで直接話を伺うなどしたところでございます。

1つ代表例として愛知県小牧市の事例を説明いたしますと、同市では、1つには、長期計画の実効性の確保、それから首長の政策や民意の機動的な反映、それから3つ目として抽象的な都市像の表現が、市民の間に浸透しづらいといった点などを課題と捉えましてここに示しているような計画期間や計画構成の見直しを行ったということでございます。

現時点で当初も、小牧市と同じ手法を目指すということを決めているわけではありませんけれども、どうしても同様の課題はあるものと認識していることから、これまでと同じ形や進め方の総合計画でいいかということを検討する必要があると思っております。

本日はこの後市政調査会ということで、こうした見直しの考え方について、全国的な事例を交えながら、市が策定支援を委託している事業者から詳しく説明をさせていただくこととしておるところでございます。

次に資料7ページ、次期総合計画等策定に係る主なスケジュールについてです。

スケジュールにつきましては、現時点で次期計画の策定方針が固まっておられませんので、あくまで見込みのお示しとなります。

今年度に関しては、次期計画策定方針の決定のほか、人口推計見直しや市民アンケート等の基礎調査や現行計画の振り返りなどを中心に進める想定でありまして、次期計画案として、基本構想なり、あるいは基本計画なりの体裁でお示しするのは早くて、今年度末、あるいはそれ以降になると思っております。

スケジュールとしてはそうした流れを想定していますが、市議会に対しましては今後も機会を捉えて、策定作業の進捗などについて説明しながら、進めて参りたいと考えておりますし、差し当たりまして、なるべく早く、次の計画の策定方針を取りまとめる必要があると考えております。

それから、策定方針案を取りまとめるに当たりまして、ご意見がある場合は、会派ごとに取りまとめていただきまして、こちらの資料に記載の期限までに提出をいただければ幸いです。

参考といたしまして、資料8ページに、次期計画策定に対する総合計画審議会、総計審の委員から頂戴したご意見を掲載しております。

総合計画審議会に対しましても過日、同様の研修会を開催して、説明を行っているところであり、その際、委員からはこうした意見を頂戴しているところであります。

当面急ぎ対応しなければならない作業といたしまして先ほど申し上げたとおり、策定方針案の策

定をやらなければならないと思っておりますので、特にこの策定方針に盛り込むべき項目内容、資料下に米印で記載している、こういった項目内容でございますけれども、これらについてご意見がある場合は事務局までお知らせいただきますようお願いいたします。

説明は以上です。

○議長（菅原由和君） 説明は以上です。

ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、この件につきましても会派ごとにご意見がある場合は議会事務局にこれも6月19日（木）まで提出をお願いしたいと思います。

それでは特にご質問等ないようですので説明事項の②は以上といたします。

これで、(1)の説明事項は以上となります。

説明者退席のため暫時休憩いたします。



## (2) 報告事項

### ① 岩手県競馬組合議会定例会(5/29) 報告者：東隆司 議員

○議長（菅原由和君） 再開いたします。

次に(2)の報告事項に入ります。

①、岩手県競馬組合議会定例会につきまして、東隆司議員からご報告をお願いいたします。

東隆司議員。

○8番（東隆司君） 8番、東です。

それでは私から、去る5月29日午後3時30分から盛岡競馬場4階会議室において開催されました岩手県競馬組合議会定例会の報告を行います。

まず、議事日程に入る前に、軽石議員及び内館副管理者が欠席すること及び令和7年3月分に係る現金出納検査の結果について、代表監査委員から報告があった旨議長から通知が出されました。

続いて、日程第1、会議録署名議員の指名が行われ、菅原丈太議員、小野優議員が議長より指名されました。

続いて、日程第2、会期の決定が行われ、会期は5月29日の1日と決定されました。

続いて、日程第3、執行部報告として今野事務局長より、令和7年度第2回盛岡競馬は、4月6日から5月20日までの発売成績等について報告があり、発売額が計画比106.1%、対前年比101.9%で、順調な滑り出しとなったこと。

また、この要因として、1つ目として、賞典費の増額、多頭競争の実施、広報事業の全国展開による認知度アップそしてそのPR効果とその要因であるという説明がなされました。

続きまして日程第4、議案第1号、令和6年度一般会計補正予算第4号の専決処分に関し承認を求めることについての審議を行いました。

事務局より、令和7年3月競馬開催に伴う勝ち馬投票券発売収入、勝ち馬投票券払戻金等の確定に伴い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,392万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,346億8,558万円とし、そのことについて専決処分を行ったこと。

また、歳入歳出の主なものとしては、歳入は勝ち馬投票券発売収入、2億8,260万6,000円等が、歳出は勝ち馬投票券払戻金が1億7,719万5,000円、財政調整基金積立金が4億1,122万3,000円、事業費で開催事務費1億1,221万円及び予備費2億円の減額等があると説明されました。

その結果、令和6年度の利益は4億1,100万円となり、元金返済ルール、これは令和5年度末の財政調整基金残高が10億円を超えていることから、利益5億円以下の場合、これを2分の1返済するというルールを適用すると。

なお、昨年度まで実施しておりました、10億円未満であった場合の1億円を減税措置を提供しないというこのルールに基づきまして当該利益2分の1、すなわち2億5,500万円が構成団体融資金の返済に充てられる見込みであること。

これの最終決定は、11月開催予定の定例会における決算認定を行うことが報告されました。

質疑はなく全会一致で承認いたしました。

続いて日程第5、議案第2号、令和7年度一般会計補正予算第1号の審議を行いました。

事務局より、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ322億6,287万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,321億2,286万7,000円とすること。その内容は、歳入として諸収入に、そして歳出としては前年度繰上充用金にそれぞれ322億6,287万3,000円を追加するものという説明があり、この件につきましては法令に則った零年どおりの取扱いであり、質疑なく全会一致で可決いたしました。

以上です。

○議長（菅原由和君） ただいまの報告に対しましてご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは報告事項①については以上といたします。

東議員、ご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

② 奥州金ケ崎行政事務組合議会臨時会(5/30) 報告者：佐藤正典 議員

○議長（菅原由和君） 続きまして報告事項②、奥州金ケ崎行政事務組合議会臨時会について、佐藤正典議員から報告願います。

佐藤正典議員。

○5番（佐藤正典君） 去る5月30日に行われた、奥州金ケ崎行政事務組合議員全員協議会並びに組合議会臨時会について報告させていただきます。

最初に行われた全員協議会での説明事項としては、国庫補助金交付申請における事務処理の誤りについてと、令和7年度第2回奥州金ケ崎行政事務組合議会臨時会提出案件についてになります。

最初に、国庫補助金交付申請における事務処理の誤りについて、令和7年度に更新する消防車両の購入費の財源として補助金を活用するために、交付申請手続を進めていたところ、契約済の車両は補助金対象外であることが判明し、補助金を活用できなくなったとのことでございます。

なぜこのようになったかといいますと、昨今の購入車両の納期遅れの状況から、早めに本契約をしまい、その際に、補助金の申請を後回しにしてしまったことが原因のようでございます。

結果として既に契約済のものには、補助金対象事業に該当しなくなり活用できなくなったということでございます。

主な原因としては、車両購入と補助金申請事務を別々の課が担当していたために、情報共有ができていなかったことが原因理由のようです。

再発防止策として、確認項目のチェックリストの作成、申請も購入担当課が担当することによる事務の一元化、予算編成の段階から各部署が参加し情報共有する、組合全体としてリスクマネジメントに取り組むの4点が再発防止策として発表されました。

この際の質疑では、千葉康弘議員が質問され、何度も何度も発生している。事務処理能力はどうなっているのか。また、事務の研修会とかは必要ではないか。2年程度に1回の職員の異動にも問題があるのでは、これは全体の問題ではないかなど厳しい意見を出されました。

この質疑の回答としては、事務処理能力の低下は否めないところがあると認識している。今後は、複数回のチェックと事務能力の向上を上げるために、外部の力を借りるなどし、研修会の開催も検討しているとのことでございます。

2件目の提出案件については補正予算として、議案第1号、一般会計補正予算と、議案第2号、胆江広域水道供給事業会計補正予算についてでございました。

第1号に関しては、先ほど述べた事務処理の誤りに伴った予算であり、第2号に関しては会計年度職員の任用に係る報酬手当及び共済組合負担金など、先進地視察に係る交通費及び費用に関するものでございます。

次に休憩を挟んで、すぐに臨時会が開催されました。

ここでも議案第1号に対して、議員から厳しい質疑が出されました。

佐藤美雪議員からは、3度目である。住民の信頼を著しく失っている。事務に特化した事務職員

はいるのか。事業所としてどう考えているのか。責任はどうするのか、説明責任を果たしていただきたいなどの意見が出されました。

また、阿部加代子議員からも、補助金を活用する申請が最初に来るのは常識的なことではないか。契約の解約も検討すべきではないか、申請のやり直しなども検討したのかとの質疑がなされ、回答といたしまして、申請のやり直しや解約も検討したが、車両の50%以上が既に着工されており、額はわからないが、積算にかなり時間を要するというので、仮に解約したとしても、高額な違約金が発生し、補助金以上になっている可能性もあり、断念したとのこととございます。

この件に関する処分に関しては現在、検討を始めた段階だとのこととございました。

また、管理者の責任の有無に関しての答弁では、先に動くことが大事だと思っている、どのような責任の取り方をするか今後検討するとのことと、そちらに関しては、管理者として申し訳なく思っている。住民の方々、議員の方々に謝りたい。全協の場で話せなかったこと悪く思わないでいただきたいということとございました。

その後採決となり、議案第1号、議案第2号とも、討論もなく、可決となりました。

以上で報告を終わります。

○議長（菅原由和君） ただいまの報告に対しましてご質問があればお受けいたします。

なし。

それではご質問等ないようですので報告事項は以上といたします。

佐藤正典議員、お疲れ様でした。



4 その他（以下略）